

一般社団法人 水圏統合カーボン固定推進機構 (AICaS)

Aquatic Integrated Carbon Sequestration Organization (AICaS)

定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人水圏統合カーボン固定推進機構と称し、英文では、Aquatic Integrated Carbon Sequestration organization; AICaS と表示する。

第2条 (事務所)

当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

当法人は、生物による鉱物固定 (mineral sequestration) と有機物固定 (organic sequestration) を統合的に捉え、すべての生物が関与する炭素循環を明らかにし、気候変動の緩和及び生物多様性の保全に寄与することを目的とする。また、将来的な公的認証を見据えたクレジット制度の確立、学術的助言及びコンサルティングを通じて、知の社会実装を推進する。さらに、生物を模倣した海水中のカルシウムを利用した鉱物固定法の社会実装を通じて、CO₂削減への一層の貢献を追求する。

併せて、炭酸塩形成を含む水圏の炭素固定機構の社会的価値を明確化し、統合的ブルーカーボン・クレジット制度 (Integrated Blue Carbon Credit System) の確立を通じて、科学的知見を社会に還元する。

第4条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 公益目的事業

- (1) 炭酸カルシウム形成を含む鉱物固定及び有機物固定の定量化・評価に関する研究及び実証
- (2) 炭素固定量の測定・報告・検証 (MRV) 手法の開発及び標準化
- (3) 統合的ブルーカーボン・クレジット制度の設計、認証基準の構築及び公正な第三者評価の実施

(4) 国内外の行政機関、研究機関、企業及び地域団体との連携による環境価値の認証、普及及び教育活動

(5) 気候変動緩和及び環境保全に関する政策提言、普及啓発及び人材育成

(6) 科学的知見を社会へ還元するための学術講演、技術助言、教育及び地域支援活動

(7) バイオミネラリゼーション及び関連分野の学術集会、年会、研究会、講演会等の企画及び開催と研究成果の出版と研究助成

2. その他の事業

(1) 前号の公益目的事業に関連する委託研究、受託検証、データ解析、出版、講演、コンサルティング及び情報提供事業

(2) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業は、日本全国及び海外において行うことができる。

第3章 会員

第5条（会員の種別）

1 当法人の会員は、次の6種とし、理事会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 理事会員 当法人の理事として運営に参加する会員。

(2) 特別会員 当法人の目的に賛同し、相応の会費（年間十口以上）を拠出して、法人又は団体として当法人の運営に中核的に参画する会員。

(3) 法人会員 当法人の目的に賛同し、法人又は団体（地方公共団体を含む）として当法人の事業に参加する会員。法人会員は、代表理事が認めた場合に限り、社員総会を傍聴できる（議決権なし）。また、理事会が特に必要と認めた事項について、理事会へオブザーバーとして出席できる。なお、理事会・社員総会における傍聴は、議決権者の異議がある場合には制限できる。

(4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、行政連携、情報提供、人材協力等を通じてその活動を支援する会員。

(5) 個人会員 自己の資格において入会する個人であり、法人又は団体を代表して当法人の事業に参画することはできない会員。個人会員は、社員総会及び理事会を傍聴することはできない。

(6) 学術会員 理事1名以上の推薦を受け、代表理事が承認して登録する個人。当法人の社員ではなく、議決権を有しないが、社員総会や理事会を傍聴できる。なお、理事会・社員総会における傍聴は、議決権者の異議がある場合には制限できる。

- 2 理事会員及び特別会員はいずれも社員として、社員総会において各1個の議決権を有する。

第6条（入会）

- 1 各会員になろうとする者は、代表理事所定の申込書により申込みを行う。
- 2 入会の可否は代表理事が決定し、本人に通知する。
- 3 申込に際し、反社会的勢力排除に関する表明確約書の提出を要する。

第7条（入会金及び会費）

- 1 理事会員の入会金及び会費は徴収しない。
- 2 特別会員は、一口二十五万円とし、年間十口（総額二百五十万円）以上を拠出する会員を「特別会員」とする。特別会員は、当法人の主要事業及び政策提言活動に優先的に参画でき、理事候補者を推薦する資格を有する。
- 3 法人会員は、一口二十五万円とし、原則として一口以上九口以内の範囲で会費を納入するものとする。
- 4 賛助会員及び学会会員は、入会金及び年会費を要しない。ただし、当法人の事業に協力し、シンポジウム等における発表又は助言を行うことがある。
- 5 個人会員は、一万円の年会費を納入するものとする。
- 6 地方公共団体、国の行政機関（環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省等）、国立研究開発法人その他の公的機関は、当法人との協定に基づき特別会員、法人、又は賛助会員として参加することができる。
- 7 目的を共有する他の一般社団法人又は公益法人等は、相互に会員資格を付与する協定を締結することができる。当該協定に基づく相互会員については、会員としての会費の授受を相殺することができる。
- 8 海外の大学、研究機関、国際機関又は企業等は、当法人の目的に賛同する場合、代表理事の承認を経て、特別会員、法人会員又は賛助会員として参加することができる。これらの機関については、必要に応じて会費を免除し、協定書（Memorandum of Understanding）等に基づき国際的連携を行うことができる。
- 9 会費の額、納入方法、相殺の取扱いその他必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第7条の2（理事候補の推薦）

- 1 特別会員は、理事の候補者を推薦することができる。
- 2 推薦を受けた候補者は、社員総会の決議により理事として選任されることがある。

3 理事会の構成においては、産業界、学術機関、行政機関及び国際機関等のバランスを考慮する。

4 推薦の方法及び理事数の調整等に関する詳細は、理事会の決議を経て別に定める理事推薦細則による。

第8条（任意退会）

各会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条（除名）

1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力並びにこれらに該当しなくなった時から5年を経過しない者のいずれかに該当するもの（以下併せて「反社会的勢力等」という。）又は反社会的勢力等との間で社会的に非難される関係を有するものと認められたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、代表理事は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第10条（会員資格の喪失）

1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当然にその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 総社員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 無償賛助会員が、無償賛助会員と認められた事由に該当しなくなったとき（職業上所属する大学等の組織に所属しなくなった場合を含むが、これに限らない。）。ただし、代表理事が無償賛助会員の資格の継続を特別に認めた場合は、この限りでない。

- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、当該会員が既に納入した会費及びその他の拠出金を返還しない。

第4章 社員総会

第11条（社員総会）

社員総会は、すべての社員をもって構成し、当法人の最高議決機関とする。

第12条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

第14条（招集）

- 1 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日々の1週間（社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、社員に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

第15条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、理事があらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとし、理事の全てに事故あるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第16条（議決権）

すべての社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

第17条（決議）

- 1 社員総会の決議は、全社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した全社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全社員の半数以上であって、全社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 役員等の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第18条（社員総会の決議の省略）

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案に全社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第19条（社員総会への報告の省略）

理事が社員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、全社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第20条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員及び理事会

第21条（役員の設置）

当法人に、次の役員を置く。

1

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。1名を専務理事とする。

第21条の2（理事会の設置）

1 当法人は、一般法人法第91条に基づき理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、当法人の業務執行に関する重要事項その他法令又は本定款に定める事項を決議する。

第21条の3（理事会の招集）

1 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、他の理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、会日の3日前までに、各理事に対して書面又は電磁的方法により発する。

第21条の4（議長及び決議）

1 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席理事の過半数をもって決議する。

第21条の5（理事会の決議の省略）

理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、全理事が書面又は電磁的記録により同意したときは、理事会の決議があったものとみなす。

第21条の6（議事録）

理事会の議事については、法令に基づき議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印する。

第22条（役員を選任等）

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。
- 2 理事の選任は、社員総会における出席社員の過半数の賛成をもって行う。
- 3 理事の候補者が第21条に定める定数を超える場合は、得票数の多い者から順に定数の範囲内で選任する。
- 4 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第23条（代表理事の選定）

- 1 代表理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

第23条の2（専務理事の選定）

- 1 当法人は、理事の中から、理事会の決議により専務理事を置くことができる。
- 2 専務理事は、代表理事を補佐し、日常の業務執行を統括する。
- 3 代表理事に事故あるとき、または欠けたときは、理事会で定める順序により代表理事の職務を代行する。

第24条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

第25条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第26条（役員任期）

- 1 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第27条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議により、解任することができる。

第28条（役員報酬等）

- 1 理事及び監事は、原則として無報酬とするが、社員総会の決議を経て、報酬、謝金、旅費等を支給することができる。
- 2 前項にかかわらず、常勤の理事又は特別な職務を行う理事については、社員総会の決議を経て報酬を支給することができる。
- 3 理事がその職務の遂行に要した費用を支出したときは、当法人の負担においてその実費を弁償することができる。
- 4 報酬及び費用弁償の基準並びに支給方法は、社員総会の決議を経て別に定める。

第29条（取引の制限）

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を社員総会に報告しなければならない。

第30条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 学術顧問

第31条（学術顧問の設置）

- 1 当法人に、学術顧問（Scientific Advisor）を置くことができる。
- 2 学術顧問は、理事会の決議により、当法人の目的達成のために必要な学術的助言を行う者の中から選任する。

- 3 学術顧問は、当法人の会員ではなく、議決権を有しないが、社員総会や理事会を傍聴できる。
- 4 学術顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 学術顧問は、無報酬とする。ただし、理事会の決議により、謝金・旅費を支給することができる。

第7章 計算

第32条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第33条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

第34条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議により、変更することができる。

第35条（解散）

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第36条（残余財産の帰属）

当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定される法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

第37条（事務局）

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができるものとし、代表理事が任免する。
- 3 代表理事は、事務局の組織及び運営に関する必要な事項を定めることができる。

第10章 公告の方法

第38条（公告の方法）

当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告を行うことができない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。

第11章 附則

第39条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年12月31日までとする。

第40条（設立時の役員）

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び専務理事は次のとおりとする。

設立時理事	小倉 淳
設立時理事兼設立時代表理事	鈴木道生
設立時理事兼設立時専務理事	安元 剛

第41条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名は、次のとおりである。

住所 沖縄県浦添市牧港3丁目19番2号

設立時社員 廣瀬美奈

住所 東京都文京区関口1丁目10番19-1301号

設立時社員 鈴木道生

住所 東京都足立区千住宮元町22番9号

設立時社員 安元 剛

住所 京都府京都市南区東九条上御霊町12番地18

設立時社員 小倉 淳

第42条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人水圏統合カーボン固定推進機構設立のため、設立時社員鈴木道生、安元剛及び小倉淳の定款作成代理人兼設立時社員廣瀬美奈は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年12月1日

設立時社員 鈴木道生

設立時社員 安元 剛

設立時社員 小倉 淳

上記設立時社員鈴木道生、安元剛及び小倉淳の定款作成代理人兼設立時社員
廣瀬美奈 ⑩